

第3部 検査

通則

- 1 検査の費用は、第1節又は第3節の各区分の所定点数により算定する。ただし、検査に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第1節又は第3節の各区分の所定点数及び第4節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。
- 2 検査に当たって患者に対し薬剤を施用した場合は、特に規定する場合を除き、前号により算定した点数及び第5節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 検査に当たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前2号により算定した点数及び第6節の所定点数を合算した点数により算定する。
- 4 第1節又は第3節に掲げられていない検査であって特殊な検査の検査料は、第1節又は第3節に掲げられている検査のうちで最も近似する検査の各区分の所定点数により算定する。
- 5 対称器官に係る検査の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、両側の器官の検査料に係る点数とする。
- 6 保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

第1節 検体検査料

通則

検体検査の費用は、第1款及び第2款の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

第1款 検体検査実施料

通則

- 1 入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区分の所定点数に1日につき200点を加算する。ただし、この場合において、同一日に第3号の加算は別に算定できない。
- 2 特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。
- 3 入院中の患者以外の患者に対して実施した検体検査であって、別に厚生労働大臣が定めるものの結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算する。

区分

(尿・糞便等検査)

D000	尿中一般物質定性半定量検査	26点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D001	尿中特殊物質定性定量検査	
1	尿蛋白	7点
2	VMA定性(尿)、Bence Jones蛋白定性(尿)、尿グルコース	9点
3	ウロビリノゲン(尿)、先天性代謝異常症スクリーニングテスト(尿)、尿浸透圧	16点
4	ポルフィリン症スクリーニングテスト(尿)	17点
5	N-アセチルグルコサミニダーゼ(NAG)(尿)	41点
6	アルブミン定性(尿)	49点
7	黄体形成ホルモン(LH)定性(尿)、フィブリン・フィブリノゲン分解産物(FDP)(尿)	72点
8	アルブミン定量(尿)	110点

9	トランスフェリン (尿)、ウロポルフィリン (尿)、 δ アミノレブリン酸 (δ -ALA) (尿)	112点
10	ポリアミン (尿)	115点
11	ミオイノシトール (尿)	120点
12	コプロポルフィリン (尿)	145点
13	ポルフォビリノゲン (尿)、総ヨウ素 (尿)	194点
14	IV型コラーゲン (尿)	204点
15	L型脂肪酸結合蛋白 (L-FABP) (尿)	210点
16	尿の蛋白免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿蛋白免疫学的検査の例により算定した点数	
17	その他 検査の種類別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数	
	注 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。	
D002	尿沈渣 (鏡検法)	27点
	注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
	2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
	3 染色標本による検査を行った場合は、9点を加算する。	
D002-2	尿沈渣 (フローサイトメトリー法)	24点
	注1 同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。	
	2 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
D003	糞便検査	
1	虫卵検出 (集卵法) (糞便)、ウロビリリン (糞便)	15点
2	糞便塗抹顕微鏡検査 (虫卵、脂肪及び消化状況観察を含む。)	20点
3	虫体検出 (糞便)	23点
4	糞便中脂質	25点
5	糞便中ヘモグロビン定性	37点
6	虫卵培養 (糞便)	40点
7	糞便中ヘモグロビン	41点
8	糞便中ヘモグロビン及びトランスフェリン定性・定量	56点
9	キモトリプシン (糞便)	80点
D004	穿刺液・採取液検査	
1	酸度測定 (胃液)	15点
2	ヒューナー検査	20点
3	胃液又は十二指腸液一般検査	55点
4	髄液一般検査	62点
5	精液一般検査	70点
6	頸管粘液一般検査	75点
7	顆粒球エラスターゼ定性 (子宮頸管粘液)、IgE定性 (涙液)	100点
8	顆粒球エラスターゼ (子宮頸管粘液)	129点
9	乳酸デヒドロゲナーゼ (LD) 半定量 (腔分泌液)	170点

10	マイクロバブルテスト	200点
11	Ⅱ型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コンドロカルシン)(関節液)	300点
12	肺サーファクタントたんぱく質-A(SP-A)(羊水)	380点
13	IgGインデックス	445点
14	オリゴクローナルバンド	543点
15	ミエリン塩基性たんぱく質(MBP)(髄液)	601点
16	リン酸化タウたんぱく質(髄液)、タウたんぱく質(髄液)	660点
17	髄液たんぱく質免疫学的検査 区分番号D015に掲げる血漿たんぱく質免疫学的検査の例により算定した点数	
18	髄液塗抹染色標本検査 区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査の例により算定した点数	
19	その他 検査の種類別により区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の例により算定した点数	

注 区分番号D007に掲げる血液化学検査又は区分番号D008に掲げる内分泌学的検査、区分番号D009に掲げる腫瘍マーカー若しくは区分番号D010に掲げる特殊分析の所定点数を準用した場合は、当該区分の注についても同様に準用するものとする。

D004-2 悪性腫瘍組織検査

1	悪性腫瘍遺伝子検査	
イ	EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)	2,500点
ロ	EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)	2,100点
ハ	K-ras遺伝子検査	2,100点
ニ	EWS-Fli1遺伝子検査	2,100点
ホ	TLS-CHOP遺伝子検査	2,100点
ヘ	SYT-SSX遺伝子検査	2,100点
ト	c-kit遺伝子検査	2,500点
チ	マイクロサテライト不安定性検査	2,100点
リ	センチネルリンパ節生検に係る遺伝子検査	2,100点
2	抗悪性腫瘍剤感受性検査 (血液学的検査)	2,500点

D005 血液形態・機能検査

1	赤血球沈降速度(ESR)	9点
	注 当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。	
2	網赤血球数	12点
3	血液浸透圧、好酸球(鼻汁・喀痰)、末梢血液像(自動機械法)	15点
4	好酸球数	17点
5	末梢血液一般検査	21点
6	末梢血液像(鏡検法)	25点
	注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ27点を加算する。	
7	血中微生物検査	40点
8	赤血球抵抗試験	45点
9	ヘモグロビンA1c(HbA1c)	49点
10	自己溶血試験、血液粘度	50点
11	ヘモグロビンF(HbF)	60点
12	デオキシチミジンキナーゼ(TK)活性	233点
13	ターミナルデオキシヌクレオチジルトランスフェラーゼ(TdT)	250点
14	骨髄像	854点

注 特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色ごとにそれぞれ40点を加算する。

15	造血器腫瘍細胞抗原検査（一連につき）	1,000点
D006	出血・凝固検査	
1	出血時間	15点
2	プロトロンビン時間（PT）、全血凝固時間、トロンボテスト	18点
3	血餅収縮能、毛細血管抵抗試験	19点
4	フィブリノゲン半定量、フィブリノゲン定量、クリオフィブリノゲン	23点
5	トロンビン時間	25点
6	蛇毒試験、トロンボエラストグラフ、ヘパリン抵抗試験	28点
7	活性化部分トロンボプラスチン時間（APTT）、ヘパプラスチンテスト	29点
8	血小板凝集能	50点
9	血小板粘着能	64点
10	アンチトロンビン活性、アンチトロンビン抗原	70点
11	フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定性、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）半定量、フィブリン・フィブリノゲン分解産物（FDP）定量、プラスミン、プラスミン活性、 α_1 -アンチトリプシン	80点
12	フィブリンモノマー複合体定性	93点
13	プラスミノゲン活性、プラスミノゲン抗原、凝固因子インヒビター定性（クロスミキシング試験）	100点
14	フィブリノゲン分解産物（FgDP）	116点
15	Dダイマー定性	133点
16	プラスミンインヒビター（アンチプラスミン）、von Willebrand 因子（VWF）活性	136点
17	Dダイマー半定量	137点
18	α_2 -マクログロブリン	138点
19	PIVKA-II、Dダイマー	143点
20	凝固因子インヒビター、von Willebrand 因子（VWF）抗原	155点
21	プラスミン・プラスミンインヒビター複合体（PIC）	165点
22	プロテインS活性、プロテインS抗原	170点
23	β -トロンボグロブリン（ β -TG）	177点
24	血小板第4因子（PF ₄ ）	178点
25	プロトロンビンフラグメントF1+2	193点
26	トロンビン・アンチトロンビン複合体（TAT）	194点
27	トロンボモジュリン	209点
28	フィブリンモノマー複合体、凝固因子（第II因子、第V因子、第VII因子、第VIII因子、第IX因子、第X因子、第XI因子、第XII因子、第XIII因子）	233点
29	プロテインC抗原、tPA・PAI-1複合体	252点
30	プロテインC活性	260点
31	フィブリノペプチド	300点
注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の14から31までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	3項目又は4項目	530点
ロ	5項目以上	722点
D006-2	造血器腫瘍遺伝子検査	2,100点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。	
D006-3	Major BCR-ABL1 mRNA	1,200点

D 0 0 6 - 4	遺伝学的検査	3,880点
D 0 0 6 - 5	染色体検査 (すべての費用を含む。)	2,730点
	注 分染法を行った場合は、397点を加算する。	
D 0 0 6 - 6	免疫関連遺伝子再構成	2,520点
D 0 0 6 - 7	UDPグルクロン酸転移酵素遺伝子多型	2,100点
D 0 0 6 - 8	サイトケラチン19 (K R T 19) mRNA 検出	2,400点
D 0 0 6 - 9	WT 1 mRNA	2,520点
D 0 0 6 - 10	CCR 4 タンパク (フローサイトメトリー法) (生化学的検査(I))	10,000点
D 0 0 7	血液化学検査	
1	総ビリルビン、直接ビリルビン又は抱合型ビリルビン、総 ^{たん} 蛋白、アルブミン、尿素窒素、クレアチニン、尿酸、アルカリホスファターゼ (ALP)、コリンエステラーゼ (ChE)、 γ -グルタミルトランスフェラーゼ (γ -GT)、中性脂肪、ナトリウム及びクロール、カリウム、カルシウム、マグネシウム、 ^{こう} 膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸デヒドロゲナーゼ (LD)、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ (LAP)、クレアチンキナーゼ (CK)、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄 (Fe)、血中ケトン体・糖・クロール検査 (試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極によるもの)、不飽和鉄結合能 (UIBC) (比色法)、総鉄結合能 (TIBC) (比色法)	11点
2	リン脂質	15点
3	遊離脂肪酸	16点
4	HDL-コレステロール、前立腺酸ホスファターゼ、無機リン及びリン酸、総コレステロール、アスパラギン酸アミノトランスフェラーゼ (AST)、アラニンアミノトランスフェラーゼ (ALT)	17点
5	LDL-コレステロール、 ^{たん} 蛋白分画	18点
6	銅 (Cu)	23点
7	リパーゼ	24点
8	イオン化カルシウム	26点
9	マンガン (Mn)	27点
10	^{たん} ムコ蛋白	29点
11	ケトン体	30点
12	不飽和鉄結合能 (UIBC) (RIA法)、総鉄結合能 (TIBC) (RIA法)	31点
13	アデノシンデアミナーゼ (ADA)	32点
14	グアナーゼ	35点
15	有機モノカルボン酸、胆汁酸	47点
16	ALPアイソザイム、アミラーゼアイソザイム、 γ -GTアイソザイム、LDアイソザイム、重炭酸塩	48点
17	ASTアイソザイム、 ^{たん} リポ蛋白分画	49点
18	アンモニア	50点
19	CKアイソザイム、グリコアルブミン	55点
20	コレステロール分画	57点
21	ケトン体分画	59点
22	カタラーゼ	60点
23	レシチン・コレステロール・アシルトランスフェラーゼ (LCAT)	70点
24	グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD)、 ^{たん} リポ蛋白分画 (PAGディスク電気泳動法)、1,5-アンヒドロ-D-グルシトール (1,5AG)、グリココール酸	80点
25	CK-MB	90点

26	アポリポ ^{たん} 蛋白	94点
27	膵分泌性トリプシンインヒビター (PST I)、LDアイソザイム 1 型	95点
28	ALPアイソザイム及び骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	96点
29	シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)	100点
30	リポ ^{たん} 蛋白 (a)	107点
31	ヘパリン	108点
32	フェリチン半定量、フェリチン定量、エタノール	116点
33	心筋トロポニン I、KL-6、ペントシジン、イヌリン	120点
34	アルミニウム (A1)	123点
35	心筋トロポニン T (TnT) 定性・定量、シスタチン C	126点
36	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-A (SP-A)、ガラクトース、リポ ^{たん} 蛋白分画 (HPLC法)	130点
37	肺サーファクタント ^{たん} 蛋白-D (SP-D)	140点
38	血液ガス分析、亜鉛 (Zn)、プロコラーゲン-III-ペプチド (P-III-P)、IV型コラーゲン	146点
	注 血液ガス分析については、当該保険医療機関内で行った場合に算定する。	
39	ミオグロビン定性、ミオグロビン定量、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白 (H-FABP) 定性、心臓由来脂肪酸結合 ^{たん} 蛋白 (H-FABP) 定量、アルブミン非結合型ビリルビン、ピルビン酸キナーゼ (PK)	150点
40	アンギオテンシン I 転換酵素 (ACE)、IV型コラーゲン・7S、ビタミン B ₁₂	155点
41	葉酸	165点
42	ALPアイソザイム (PAG電気泳動法)	180点
43	ヒアルロン酸、心室筋ミオシン軽鎖 I	184点
44	アセトアミノフェン、 ^{ちつ} 腔分泌液中インスリン様成長因子結合 ^{たん} 蛋白 1 型 (IGFBP-1) 定性	190点
45	レムナント様リポ ^{たん} 蛋白コレステロール (RLP-C)、トリプシン	194点
46	マロンジアルデヒド修飾 LDL (MDA-LDL)	200点
47	ホスホオリパーゼ A ₂ (PLA ₂)	204点
48	赤血球コプロポルフィリン	210点
49	リポ ^{たん} 蛋白リパーゼ (LPL)	223点
50	肝細胞増殖因子 (HGF)	227点
51	CKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ (PH)	230点
52	2, 5-オリゴアデニル酸合成酵素活性、 α -フェトプロテイン (AFP) 定性 (^{ちつ} 腔分泌液)	250点
53	ビタミン B ₁	262点
54	ビタミン B ₂	268点
55	赤血球プロトポルフィリン	280点
56	プロカルシトニン (PCT) 定量	310点
57	プロカルシトニン (PCT) 半定量、ビタミン C、プレセプシン定量	320点
58	1, 25-ジヒドロキシビタミン D ₃	400点
	注 患者から 1 回に採取した血液を用いて本区分の 1 から 9 までに掲げる検査を 5 項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
	イ 5 項目以上 7 項目以下	93点
	ロ 8 項目又は 9 項目	99点
	ハ 10 項目以上	117点
	注 入院中の患者について算定した場合は、初回に限り 20 点を加算する。 (生化学的検査Ⅱ)	

D008 内分泌学的検査

1	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定性	55点
2	11-ヒドロキシコルチコステロイド (11-OHCS)	60点
3	ホモバニリン酸 (HVA)	69点
4	バニールマンデル酸 (VMA)	90点
5	5-ヒドロキシインドール酢酸 (5-HIAA)	95点
6	プロラクチン (PRL)	98点
7	レニン活性	105点
8	トリヨードサイロニン (T ₃)	110点
9	甲状腺刺激ホルモン (TSH)、ガストリン	112点
10	レニン定量	113点
11	サイロキシン (T ₄)、インスリン (IRI)	114点
12	成長ホルモン (GH)、卵胞刺激ホルモン (FSH)、C-ペプチド (CPR)、 黄体形成ホルモン (LH)	119点
13	アルドステロン、テストステロン	133点
14	遊離サイロキシン (FT ₄)、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ抗体 (抗GAD D抗体)、遊離トリヨードサイロニン (FT ₃)、コルチゾール、サイロキシン結合 グロブリン (TBG)	136点
15	サイログロブリン	137点
16	脳性Na利尿ペプチド (BNP)、サイロキシン結合能 (TBC)、脳性Na利 尿ペプチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)	140点
17	カルシトニン	143点
18	ヒト胎盤性ラクトゲン (HPL)、ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 定量 、ヒト絨毛性ゴナドトロピン-βサブユニット (HCG-β)	146点
19	ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半定量、グルカゴン	150点
20	I型コラーゲン架橋N-テロペプチド (NTX)、酒石酸抵抗性酸ホスファター ゼ (TRACP-5b)	160点
21	プロゲステロン	162点
22	骨型アルカリホスファターゼ (BAP)	165点
23	遊離テストステロン	166点
24	低カルボキシル化オステオカルシン (ucOC)	167点
25	インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド (Intact PINP)	168点
26	オステオカルシン (OC)、I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX) (尿)、セクレチン、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン (HCG) 半 定量、I型コラーゲン架橋C-テロペプチド-β異性体 (β-CTX)、I型プロ コラーゲン-N-プロペプチド (PINP)	170点
27	サイクリックAMP (cAMP)	175点
28	エストリオール (E ₃)、エストロゲン半定量、エストロゲン定量、副甲状腺ホ ルモン関連蛋白C端フラグメント (C-PTHrP)、副甲状腺ホルモン (PTH) 、カテコールアミン分画	180点
29	デヒドロエピアンドロステロン硫酸抱合体 (DHEA-S)	184点
30	エストラジオール (E ₂)	190点
31	副甲状腺ホルモン関連蛋白 (PTHrP)	194点
32	デオキシピリジノリン (DPD) (尿)、17-ケトジェニックステロイド (17-K GS)	200点
33	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH)、カテコールアミン	210点
34	17-ケトステロイド分画 (17-KS分画)、エリスロポエチン、17α-ヒドロキ シプロゲステロン (17α-OHP)、抗IA-2抗体、プレグナンジオール	213点

35	17-ケトジェニックスステロイド分画 (17-KGS分画)	220点
36	メタネフリン、心房性Na利尿ペプチド (ANP)、メタネフリン・ノルメタネフリン分画	233点
37	ソマトメジンC	234点
38	抗利尿ホルモン (ADH)	235点
39	プレグナントリオール	243点
40	ノルメタネフリン	250点
41	インスリン様成長因子結合蛋白3型 (IGFBP-3)	280点
注	患者から1回に採取した血液を用いて本区分の12から41までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	
イ	3項目以上5項目以下	410点
ロ	6項目又は7項目	623点
ハ	8項目以上	900点

D009 腫瘍マーカー

1	尿中BTA	80点
2	癌胎児性抗原 (CEA)	110点
3	α-フェトプロテイン (AFP)、組織ポリペプチド抗原 (TPA)、扁平上皮癌関連抗原 (SCC抗原)	112点
4	DUPAN-2、NCC-ST-439、CA15-3、前立腺酸ホスファターゼ抗原 (PAP)	126点
5	エラストラーゼ1	131点
6	前立腺特異抗原 (PSA)、CA19-9	136点
7	CA72-4、SPan-1、シアリルTn抗原 (STN)、神経特異エノラーゼ (NSE)	146点
8	塩基性フェトプロテイン (BFP)、CA50、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	150点
9	核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定量 (尿)、シアリルLe ^x -i抗原 (SLX)、CA125	155点
10	核マトリックスプロテイン22 (NMP22) 定性 (尿)、サイトケラチン8・18 (尿)	160点
11	遊離型PSA比 (PSA F/T比)、BCA225	165点
12	抗p53抗体	166点
13	シアリルLe ^x 抗原 (CSLEX)、I型プロコラーゲン-C-プロペプチド (PICP)、I型コラーゲン-C-テロペプチド (ICTP)、SP1	170点
14	サイトケラチン19フラグメント (シフラ)、ガストリン放出ペプチド前駆体 (ProGRP)	175点
15	CA54/61、癌関連ガラクトース転移酵素 (GAT)	184点
16	遊離型フコース (尿)、CA602、α-フェトプロテインレクチン分画 (AFP-L3%)	190点
17	γ-セミノプロテイン (γ-Sm)	194点
18	CA130、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ分画コアフラグメント (HCGβ-CF) (尿)	200点
19	膀胱癌胎児性抗原 (POA)	220点
20	癌胎児性抗原 (CEA) 定性 (乳頭分泌液)、癌胎児性抗原 (CEA) 半定量 (乳頭分泌液)、HER2蛋白 (乳頭分泌液)、HER2蛋白	320点
21	可溶性インターロイキン-2レセプター (sIL-2R)	460点
注1	診療及び腫瘍マーカー以外の検査の結果から悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して、腫瘍マーカーの検査を行った場合に、1回に限り算定する。	

ただし、区分番号B001の3に掲げる悪性腫瘍特異物質治療管理料を算定している患者については算定しない。

2 患者から1回に採取した血液等を用いて本区分の2から21までに掲げる検査を2項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

イ	2項目	230点
ロ	3項目	290点
ハ	4項目以上	420点

D010 特殊分析

1	糖分析（尿）	38点
2	結石分析	120点
3	チロシン	200点
4	総分岐鎖アミノ酸／チロシンモル比（BTR）	291点
5	アミノ酸	
イ	1種類につき	310点
ロ	5種類以上	1,236点
6	アミノ酸定性	350点
7	脂肪酸分画	437点
8	先天性代謝異常症検査	1,200点

注 保険医療機関内において、当該検査を行った場合に患者1人につき月1回に限り算定する。

（免疫学的検査）

D011 免疫血液学的検査

1	ABO血液型、Rh(D)血液型	21点
2	Combs試験	
イ	直接	30点
ロ	間接	34点
3	Rh（その他の因子）血液型	160点
4	不規則抗体	162点

注 第10部手術第7款の各区分に掲げる胸部手術、同部第8款の各区分に掲げる心・脈管手術、同部第9款の各区分に掲げる腹部手術又は同部第11款の各区分に掲げる性器手術のうち区分番号K898に掲げる帝王切開術等を行った場合に算定する。

5	ABO血液型関連糖転移酵素活性	200点
6	血小板関連IgG（PA-IgG）	204点
7	ABO血液型亜型	260点
8	抗血小板抗体	262点
9	血小板第4因子ヘパリン複合体抗体（IgG、IgM及びIgA抗体）、血小板第4因子ヘパリン複合体抗体（IgG抗体）	390点

D012 感染症免疫学的検査

1	梅毒血清反応（STS）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量、抗ストレプトリジンO（ASO）定量	15点
2	トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量	26点
3	抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性、抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量	29点
4	梅毒トレポネーマ抗体定性、マイコプラズマ抗体定性、マイコプラズマ抗体半定量	32点
5	連鎖球菌多糖体抗体（ASP）半定量、梅毒血清反応（STS）半定量、梅毒血清反応（STS）定量	34点

6	梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量	53点
7	アデノウイルス抗原定性（糞便）、迅速ウレアーゼ試験定性	60点
8	ロタウイルス抗原定性（糞便）、ロタウイルス抗原定量（糞便）	65点
9	ヘリコバクター・ピロリ抗体定性・半定量、クラミドフィラ・ニューモニエ I g G抗体	70点
10	クラミドフィラ・ニューモニエ I g A抗体	75点
11	ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）（1項目当たり）	79点
	注 同一検体についてウイルス抗体価（定性・半定量・定量）の測定を行った場合は、8項目を限度として算定する。	
12	クロストリジウム・ディフィシル抗原定性、ヘリコバクター・ピロリ抗体、百日咳菌抗体定性、百日咳菌抗体半定量	80点
13	HTLV-I抗体定性、HTLV-I抗体半定量	85点
14	トキソプラズマ抗体	93点
15	トキソプラズマ I g M抗体	95点
16	抗デオキシリボヌクレアーゼ B（ADNaseB）半定量、溶連菌エステラーゼ抗体（ASE）	100点
17	抗酸菌抗体定量	116点
18	HIV-1抗体	118点
19	抗酸菌抗体定性	120点
20	HIV-1, 2抗体定性、HIV-1, 2抗体半定量、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定性、HIV-1, 2抗原・抗体同時測定定量	123点
21	HIV-1, 2抗体定量	127点
22	A群β溶連菌迅速試験定性	136点
23	ノイラミニダーゼ定性	140点
24	カンジダ抗原定性、カンジダ抗原半定量、カンジダ抗原定量	144点
25	肺炎球菌抗原定性（尿・髄液）、ヘモフィルス・インフルエンザ b型（Hib）抗原定性（尿・髄液）、ヘリコバクター・ピロリ抗原定性、RSウイルス抗原定性、梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS試験）定性、梅毒トレポネーマ抗体（FTA-ABS試験）半定量	146点
26	インフルエンザウイルス抗原定性	149点
27	ノロウイルス抗原定性、インフルエンザ菌（無莢膜型）抗原定性、マイコプラズマ抗原定性（免疫クロマト法）、ヒトメタニューモウイルス抗原定性	150点
28	D-アラビニトール、クラミドフィラ・ニューモニエ I g M抗体	160点
29	クラミジア・トラコマチス抗原定性、アスペルギルス抗原	165点
30	大腸菌O157抗原定性、マイコプラズマ抗原定性（FA法）	170点
31	大腸菌O157抗体定性	175点
32	淋菌抗原定性、単純ヘルペスウイルス抗原定性、大腸菌血清型別、HTLV-I抗体	180点
33	クリプトコックス抗原半定量	184点
34	クリプトコックス抗原定性	190点
35	アデノウイルス抗原定性（糞便を除く。）、肺炎球菌細胞壁抗原定性	204点
36	ブルセラ抗体定性、ブルセラ抗体半定量、単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）、肺炎球菌莢膜抗原定性（尿・髄液）、アニサキス I g G・I g A抗体、レプトスピラ抗体、グロブリンクラス別クラミジア・トラコマチス抗体	210点
37	ツツガムシ抗体半定量、(1→3)-β-D-グルカン	213点
38	ツツガムシ抗体定性、サイトメガロウイルス抗体	220点
39	赤痢アメーバ抗体半定量、グロブリンクラス別ウイルス抗体価（1項目当たり）	223点

注 同一検体について、グロブリンクラス別ウイルス抗体価の測定を行った場合は、2項目を限度として算定する。

40	レジオネラ抗原定性（尿）	233点
41	水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）	240点
42	エンドトキシン	262点
43	ボレリア・ブルグドルフェリ抗体	270点
44	H I V - 1 抗体（ウエスタンブロット法）	280点
45	百日咳菌 ^{せき} 抗体	285点
46	結核菌群抗原定性	291点
47	ダニ特異 I g G 抗体、W e i l - F e l i x 反応	300点
48	H I V - 2 抗体（ウエスタンブロット法）	380点
49	サイトメガロウイルスpp65抗原定性	398点
50	H T L V - I 抗体（ウエスタンブロット法）	440点
51	H I V 抗原	600点
52	抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900点

D 0 1 3 肝炎ウイルス関連検査

1	H B s 抗原定性・半定量	29点
2	H B s 抗体定性、H B s 抗体半定量	32点
3	H B s 抗原、H B s 抗体	88点
4	H B e 抗原、H B e 抗体	107点
5	H C V 抗体定性・定量、H C V コア ^{たん} 蛋白	116点
6	H B c 抗体半定量・定量、H A - I g M 抗体、H A 抗体、H B c - I g M 抗体、H C V コア ^{たん} 抗体	146点
7	H C V 構造 ^{たん} 蛋白及び非構造 ^{たん} 蛋白抗体定性、H C V 構造 ^{たん} 蛋白及び非構造 ^{たん} 蛋白抗体半定量	160点
8	H E - I g A 抗体定性	210点
9	H C V 血清群別判定	233点
10	H B V コア関連抗原（H B c r A g）	281点
11	デルタ肝炎ウイルス抗体	330点
12	H C V 特異抗体価、H B V ジェノタイプ判定	340点
注 患者から1回に採取した血液を用いて本区分の3から12までに掲げる検査を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。		
イ	3項目	290点
ロ	4項目	360点
ハ	5項目以上	469点

D 0 1 4 自己抗体検査

1	寒冷凝集反応	11点
2	リウマトイド因子（R F）半定量、リウマトイド因子（R F）定量	30点
3	抗サイログロブリン抗体半定量、抗甲状腺マイクロゾーム抗体半定量	37点
4	Donath-Landsteiner試験	55点
5	L E テスト定性	68点
6	抗核抗体（蛍光抗体法を除く。）、抗インスリン抗体、抗核抗体（蛍光抗体法）定性、抗核抗体（蛍光抗体法）半定量、抗核抗体（蛍光抗体法）定量	110点
7	マトリックスメタロプロテナーゼ-3（M M P - 3）	116点
8	抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定性、抗ガラクトース欠損 I g G 抗体定量	120点
9	抗 J o - 1 抗体定性、抗 J o - 1 抗体半定量、抗 J o - 1 抗体定量、抗サイログロブリン抗体、抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体、抗 R N P 抗体定性、抗 R N P 抗体半	

定量、抗RNP抗体定量	146点
10 抗Sm抗体定性、抗Sm抗体半定量、抗Sm抗体定量、抗SS-B/La抗体定性、 抗SS-B/La抗体半定量、抗SS-B/La抗体定量、抗Scl-70抗体定性、抗 Scl-70抗体半定量、抗Scl-70抗体定量	162点
11 抗SS-A/Ro抗体定性、抗SS-A/Ro抗体半定量、抗SS-A/Ro抗体 定量、C ₁ q結合免疫複合体	165点
12 抗RNAポリメラーゼIII抗体	170点
13 抗DNA抗体定量	173点
14 抗DNA抗体定性	178点
15 抗セントロメア抗体定量	184点
16 抗セントロメア抗体定性、抗ARS抗体	190点
17 モノクローナルRF結合免疫複合体	194点
18 抗ミトコンドリア抗体定性、抗ミトコンドリア抗体半定量	200点
19 IgG型リウマトイド因子	204点
20 抗ミトコンドリア抗体定量	206点
21 C ₃ d結合免疫複合体、抗シトルリン化ペプチド抗体定性、抗シトルリン化ペプ チド抗体定量	210点
22 抗カルジオリピンβ ₂ グリコプロテインI複合体抗体、抗LKM-1抗体	223点
23 抗カルジオリピン抗体、抗TSHレセプター抗体 (TRAb)	243点
24 抗デスモグレイン3抗体、抗BP180-NC16a抗体	270点
25 ループスアンチコアグラント定量、抗好中球細胞質プロテイナーゼ3抗体 (PR 3-ANCA)、抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体 (MPO-ANCA) 、抗糸球体基底膜抗体 (抗GBM抗体)	281点
26 ループスアンチコアグラント定性、抗好中球細胞質抗体 (ANCA) 定性	290点
27 抗デスモグレイン1抗体	300点
28 甲状腺刺激抗体 (TSAb)	350点
29 IgG ₄	388点
30 抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体	460点
31 抗アセチルコリンレセプター抗体 (抗AChR抗体)	873点
32 抗グルタミン酸レセプター抗体	970点
33 抗アクアポリン4抗体、抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体	1,000点

注 本区分の9から12まで及び16 (抗ARS抗体に限る。)に掲げる検査を2項目又
は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算
定する。

D015 血漿^{しょうたん}蛋白免疫学的検査

1 C反応性蛋白 (CRP) 定性、C反応性蛋白 (CRP)	16点
2 赤血球コプロポルフィリン定性、グルコース-6-ホスファターゼ (G-6-P ase)	30点
3 グルコース-6-リン酸デヒドロゲナーゼ (G-6-PD) 定性、赤血球プロト ポルフィリン定性	34点
4 血清補体価 (CH ₅₀)、免疫グロブリン	38点
5 クリオグロブリン定性、クリオグロブリン定量	42点
6 血清アミロイドA蛋白 (SAA)	47点
7 トランスフェリン (Tf)	60点
8 C ₃ 、C ₄	70点
9 セルロプラスミン	90点
10 非特異的IgE半定量、非特異的IgE定量	100点
11 特異的IgE半定量・定量	110点

注 特異的 I g E 半定量・定量検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。
 ただし、患者から 1 回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を
 限度として算定する。

12	β_2 -マイクログロブリン、トランスサイレチン (プレアルブミン)	112点
13	レチノール結合蛋白 (R B P)	140点
14	α_1 -マイクログロブリン、ハプトグロビン (型補正を含む。)	146点
15	C ₃ プロアクチベータ	160点
16	アレルギー刺激性遊離ヒスタミン (H R T)	163点
17	ヘモペキシン	180点
18	A P R スコア定性、アトピー鑑別試験定性、T A R C	194点
19	癌胎児性フィブロネクチン定性 (頸管腔分泌液)	204点
20	B e n c e J o n e s 蛋白同定 (尿)	213点
21	免疫電気泳動法 (同一検体に対して一連につき)	240点
22	C ₁ インアクチベータ	281点
23	免疫グロブリン L 鎖 κ / λ 比	330点
24	免疫グロブリン遊離 L 鎖 κ / λ 比	400点
25	結核菌特異的インターフェロナー γ 産生能	630点
D 0 1 6	細胞機能検査	
1	B 細胞表面免疫グロブリン	165点
2	顆粒球機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	200点
3	T 細胞・B 細胞百分率、T 細胞サブセット検査 (一連につき)	204点
4	顆粒球スクリーニング検査 (種目数にかかわらず一連につき)	220点
5	赤血球表面抗原検査	270点
6	リンパ球刺激試験 (L S T) (一連につき)	350点
	(微生物学的検査)	
D 0 1 7	排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査	
1	蛍光顕微鏡、位相差顕微鏡、暗視野装置等を使用するもの	50点
	注 集菌塗抹法を行った場合には、集菌塗抹法加算として、32点を所定点数に加算する。	
2	保温装置使用アメーバ検査	45点
3	その他のもの	61点
D 0 1 8	細菌培養同定検査	
1	口腔、気道又は呼吸器からの検体	160点
2	消化管からの検体	160点
3	血液又は穿刺液	190点
4	泌尿器又は生殖器からの検体	150点
5	その他の部位からの検体	140点
6	簡易培養	60点
	注 1 から 6 までについては、同一検体について一般培養と併せて嫌気性培養を行った場合は、120点を加算する。	
D 0 1 9	細菌薬剤感受性検査	
1	1 菌種	170点
2	2 菌種	220点
3	3 菌種以上	280点
D 0 1 9 - 2	酵母様真菌薬剤感受性検査	150点
D 0 2 0	抗酸菌分離培養検査	
1	抗酸菌分離培養 (液体培地法)	260点
2	抗酸菌分離培養 (それ以外のもの)	210点
D 0 2 1	抗酸菌同定 (種目数にかかわらず一連につき)	370点

D 0 2 2	抗酸菌薬剤感受性検査（培地数に関係なく）	380点
	注 4 薬剤以上使用した場合に限り算定する。	
D 0 2 3	微生物核酸同定・定量検査	
	1 細菌核酸検出（白血球）（1 菌種あたり）	130点
	2 淋菌核酸検出、クラミジア・トラコマチス核酸検出	204点
	3 HBV核酸定量	287点
	4 淋菌及びクラミジア・トラコマチス同時核酸検出	291点
	5 レジオネラ核酸検出	292点
	6 マイコプラズマ核酸検出	300点
	7 HCV核酸検出、HPV核酸検出、HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	360点
	注 HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、細胞診によりベセスダ分類がASC-USと判定された患者に対して行った場合に限り算定する。	
	8 インフルエンザ核酸検出、抗酸菌核酸同定、結核菌群核酸検出	410点
	9 マイコバクテリウム・アビウム及びイントラセラー（MAC）核酸検出	421点
	10 HCV核酸定量、HBV核酸プレコア変異及びコアプロモーター変異検出、ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出、SARSコロナウイルス核酸検出	450点
	11 HIV-1核酸定量	520点
	注 検体の超遠心による濃縮前処理を加えて行った場合は、130点を加算する。	
	12 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出、結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出、結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出	850点
	13 HPVジェノタイプ判定	2,000点
	14 HIVジェノタイプ薬剤耐性	6,000点
D 0 2 3-2	その他の微生物学的検査	
	1 黄色ブドウ球菌ペニシリン結合たんぱく質2'（PBP2'）定性	55点
	2 尿素呼気試験（UBT）	70点
	3 腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒（TDH）定性	150点
	4 大腸菌ベロトキシン定性	194点
D 0 2 4	動物使用検査	170点
	注 使用した動物の費用として動物の購入価格を10円で除して得た点数を加算する。（基本的検体検査実施料）	
D 0 2 5	基本的検体検査実施料（1日につき）	
	1 入院の日から起算して4週間以内の期間	140点
	2 入院の日から起算して4週間を超えた期間	110点
	注1 特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。	
	2 次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。	
	イ 尿中一般物質定性半定量検査	
	ロ 尿中特殊物質定性定量検査	
	ハ 尿沈渣（鏡検法）	
	ニ 糞便検査	
	ホ 穿刺液・採取液検査	
	ヘ 血液形態・機能検査	
	ト 出血・凝固検査	
	チ 造血器腫瘍遺伝子検査	
	リ 血液化学検査	

- ヌ 免疫血液学的検査
 - A B O血液型及びRh (D) 血液型
 - ル 感染症免疫学的検査
 - 梅毒血清反応 (S T S) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 定性、抗ストレプトリジンO (A S O) 半定量、抗ストレプトリジンO (A S O) 定量、トキソプラズマ抗体定性、トキソプラズマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定性、梅毒血清反応 (S T S) 半定量、梅毒血清反応 (S T S) 定量、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量及びH I V - 1 抗体
 - ヲ 肝炎ウイルス関連検査
 - H B s 抗原定性・半定量、H B s 抗体定性、H B s 抗体半定量、H B s 抗原、H B s 抗体、H C V 抗体定性・定量、H C V 構造^{たん}蛋白及び非構造^{たん}蛋白抗体定性及びH C V 構造^{たん}蛋白及び非構造^{たん}蛋白抗体半定量
 - ワ 自己抗体検査
 - 寒冷凝集反応、リウマトイド因子 (R F) 半定量及びリウマトイド因子 (R F) 定量
 - カ 血^{しょうたん}漿^{たん}蛋白免疫学的検査
 - C 反応性蛋白 (C R P) 定性、C 反応性蛋白 (C R P)、血清補体価 (C H₅₀) 及び免疫グロブリン
 - ヨ 微生物学的検査
- 3 療養病棟、結核病棟又は精神病棟に入院している患者及び第1章第2部第2節に規定するH I V感染者療養環境特別加算、二類感染症患者療養環境特別加算若しくは重症者等療養環境特別加算又は同部第3節に規定する特定入院料を算定している患者については適用しない。
- 第2款 検体検査判断料

区分

D 0 2 6 検体検査判断料

1	尿・糞便等検査判断料	34点
2	血液学的検査判断料	125点
3	生化学的検査(I)判断料	144点
4	生化学的検査(II)判断料	144点
5	免疫学的検査判断料	144点
6	微生物学的検査判断料	150点

注1 検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月1回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号D 0 2 7に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(I)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。

2 注1の規定にかかわらず、区分番号D 0 0 0に掲げる尿中一般物質定性半定量検査の所定点数を算定した場合には、当該検査については尿・糞便等検査判断料は算定しない。

3 検体検査管理に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者(検体検査管理加算(II)、検体検査管理加算(III)及び検体検査管理加算(IV)については入院中の患者に限る。)1人につき月1回に限り、次に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、いずれかの検体検査管理加算を算定した場合には、同一月において他の検体検査管理加算は、算定しない。

イ	検体検査管理加算(I)	40点
ロ	検体検査管理加算(II)	100点
ハ	検体検査管理加算(III)	300点

ニ 検体検査管理加算Ⅳ

500点

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査を実施し、その結果について患者又はその家族に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、患者1人につき月1回に限り、500点を所定点数に加算する。

5 区分番号D005の14に掲げる骨髄像を行った場合に、血液疾患に関する専門の知識を有する医師が、その結果を文書により報告した場合は、骨髄像診断加算として、240点を所定点数に加算する。

D027 基本的検体検査判断料

604点

注1 特定機能病院である保険医療機関において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査(Ⅰ)、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定できるものとする。

2 区分番号D026に掲げる検体検査判断料の注3本文に規定する施設基準に適合しているものとして届出を行った保険医療機関（特定機能病院に限る。）において、検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者1人につき月1回に限り、同注に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、同注に掲げる点数のうちいずれかの点数を算定した場合には、同一月において同注に掲げる他の点数は、算定しない。

第2節 削除

第3節 生体検査料

通則

1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ

ヘ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定

ト 深部体温計による深部体温測定

チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢循環不全状態観察

リ 脳波検査の注2に掲げるもの

ヌ 脳波検査判断料

ル 神経・筋検査判断料

ヲ ラジオアイソトープ検査判断料

ワ 内視鏡検査の通則第3号に掲げるもの

カ 超音波内視鏡検査を実施した場合の加算

ヨ 肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、^{すい}膵臓カテーテル法

2 3歳以上6歳未満の幼児に対して区分番号D200からD242までに掲げる検査（次に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数に所定点数の100分の15に相当する点数を加算する。

イ 呼吸機能検査等判断料

ロ 心臓カテーテル法による諸検査

ハ 心電図検査の注に掲げるもの

ニ 負荷心電図検査の注1に掲げるもの

ホ 呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオ

タコスコープ

- へ 経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
- ト 深部体温計による深部体温測定
- チ 前額部、胸部、手掌部又は足底部体表面体温測定による末梢^{しょう}循環不全状態観察
- リ 脳波検査の注2に掲げるもの
- ヌ 脳波検査判断料
- ル 神経・筋検査判断料

区分

(呼吸循環機能検査等)

通則

- 1 区分番号D200からD204までに掲げる呼吸機能検査等については、各所定点数及び区分番号D205に掲げる呼吸機能検査等判断料の所定点数を合算した点数により算定し、区分番号D206からD214-2までに掲げる呼吸循環機能検査等については、特に規定する場合を除き、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 2 使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

D200 スパイログラフイー等検査

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1 肺気量分画測定（安静換気量測定及び最大換気量測定を含む。） | 90点 |
| 2 フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む。） | 100点 |
| 3 機能的残気量測定 | 140点 |
| 4 呼気ガス分析 | 100点 |
| 5 左右別肺機能検査 | 1,010点 |

D201 換気力学的検査

- | | |
|--|------|
| 1 呼吸抵抗測定 | |
| イ 広域周波オシレーション法を用いた場合 | 150点 |
| ロ その他の場合 | 60点 |
| 2 コンプライアンス測定、気道抵抗測定、肺粘性抵抗測定、1回呼吸法による吸気分布検査 | 135点 |

D202 肺内ガス分布

- | | |
|-----------------|------|
| 1 指標ガス洗い出し検査 | 135点 |
| 2 クロージングボリューム測定 | 135点 |

D203 肺胞機能検査

- | | |
|------------------|------|
| 1 肺拡散能力検査 | 150点 |
| 2 死腔量測定、肺内シャント検査 | 135点 |

D204 基礎代謝測定

85点

D205 呼吸機能検査等判断料

140点

注 呼吸機能検査等の種類又は回数にかかわらず、月1回に限り算定するものとする。

D206 心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）

- | | |
|-----------|--------|
| 1 右心カテーテル | 3,600点 |
| 2 左心カテーテル | 4,000点 |

注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、1については10,800点又は3,600点を、2については12,000点又は4,000点を、それぞれ所定点数に加算する。

2 当該検査に当たって、卵円孔又は欠損孔を通しての左心カテーテル検査、経中隔左心カテーテル検査（ブロッケンブロー）、伝導機能検査、ヒス束心電図、診断ペーシング、期外（早期）刺激法による測定・誘発試験又は冠動脈造影を行った場合は、それぞれ800点、2,000点、200点、200点、200点、600点又は1,400点を加算する。

3 血管内超音波検査又は血管内光断層撮影を実施した場合は、400点を所定点数

に加算する。

- 4 冠動脈血流予備能測定検査を実施した場合は、600点を所定点数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、血管内視鏡検査を実施した場合は、400点を所定点数に加算する。
- 6 同一月中に血管内超音波検査、血管内光断層撮影、冠動脈血流予備能測定検査及び血管内視鏡検査のうち、2以上の検査を行った場合には、主たる検査の点数を算定する。
- 7 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。
- 8 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
- 9 心腔内超音波検査を実施した場合は、400点を所定点数に加算する。

D207 体液量等測定

- 1 体液量測定、細胞外液量測定 60点
- 2 血流量測定、皮弁血流検査、循環血流量測定（色素希釈法によるもの）、電子授受式発消色性インジケーター使用皮膚表面温度測定 100点
- 3 心拍出量測定、循環時間測定、循環血液量測定（色素希釈法以外によるもの）、脳循環測定（色素希釈法によるもの） 150点
- 注1 心拍出量測定に際してカテーテルを挿入した場合は、開始日に限り1,300点を加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
- 2 カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。
- 4 血管内皮機能検査（一連につき） 200点
- 5 脳循環測定（笑気法によるもの） 1,350点

D208 心電図検査

- 1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 130点
- 2 ベクトル心電図、体表ヒス束心電図 150点
- 3 携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査 150点
- 4 加算平均心電図による心室遅延電位測定 200点
- 5 その他（6誘導以上） 90点
- 注 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。

D209 負荷心電図検査

- 1 四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導 320点
- 2 その他（6誘導以上） 190点
- 注1 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した負荷心電図について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- 2 区分番号D208に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき、負荷心電図検査と同日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210 ホルター型心電図検査

- 1 30分又はその端数を増すごとに 90点
- 2 8時間を超えた場合 1,500点
- 注 解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。

D210-2 体表面心電図、心外膜興奮伝播図 1,500点

D210-3 植込型心電図検査 90点

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

	2	30分又はその端数を増すごとに算定する。	
	3	解析に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 1 0 - 4		T波オルタナンス検査	1, 100点
D 2 1 1		トレッドミルによる負荷心肺機能検査、サイクルエルゴメーターによる心肺機能検査	800点
	注 1	負荷の回数又は種類にかかわらず所定点数により算定する。	
	2	区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査又は区分番号D 2 0 8に掲げる心電図検査であって、同一の患者につき当該検査と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	3	運動療法における運動処方 ^{せん} の作成、心・肺疾患の病態や重症度の判定、治療方針の決定又は治療効果の判定を目的として連続呼気ガス分析を行った場合には、連続呼気ガス分析加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 2 1 1 - 2		喘息運動負荷試験 ^{ぜん}	800点
	注	喘息の気道反応性の評価、治療方針の決定等を目的として行った場合に算定する。	
D 2 1 1 - 3		時間内歩行試験	200点
	注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
	2	区分番号D 2 0 0に掲げるスパイログラフィー等検査及び区分番号D 2 2 0 からD 2 2 3 - 2までに掲げる諸監視であって、時間内歩行試験と同一日に行われたものの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 1 2		リアルタイム解析型心電図	500点
D 2 1 2 - 2		携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査	500点
D 2 1 3		心音図検査	150点
D 2 1 4		脈波図、心機図、ポリグラフ検査	
	1	1 検査	60点
	2	2 検査	80点
	3	3 又は 4 検査	130点
	4	5 又は 6 検査	180点
	5	7 検査以上	220点
	6	血管伸展性検査	100点
	注 1	数種目を行った場合でも同時に記録を行った最高検査数により算定する。	
	2	脈波図、心機図又はポリグラフ検査の一部として記録した心電図は、検査数に数えない。	
	3	検査の実施ごとに1から6までに掲げる所定点数を算定する。	
D 2 1 4 - 2		エレクトロキモグラフ (超音波検査等)	260点

通則

区分番号D 2 1 5及びD 2 1 6に掲げる超音波検査等について、同一患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

D 2 1 5		超音波検査（記録に要する費用を含む。）	
	1	Aモード法	150点
	2	断層撮影法（心臓超音波検査を除く。）	
	イ	胸腹部	530点
	ロ	その他（頭頸部 ^{けい} 、四肢、体表、末梢 ^{しょう} 血管等）	350点
	3	心臓超音波検査	
	イ	経胸壁心エコー法	880点
	ロ	Mモード法	500点
	ハ	経食道心エコー法	1, 500点

ニ	胎児心エコー法	1,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
ホ	負荷心エコー法	1,680点
4	ドプラ法（1日につき）	
イ	胎児心音観察、末梢血管血行動態検査	20点
ロ	脳動脈血流速度連続測定	150点
ハ	脳動脈血流速度マッピング法	400点
5	血管内超音波法	3,600点
注1	2又は3について、造影剤を使用した場合は、150点を所定点数に加算する。 この場合において、造影剤注入手技料及び麻酔料（区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔に係るものを除く。）は、加算点数に含まれるものとする。	
2	2について、パルスドプラ法を行った場合は、200点を所定点数に加算する。	
3	心臓超音波検査に伴って同時に記録した心電図、心音図、脈波図及び心機図の検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
4	ドプラ法について、ロ及びハを併せて行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。	
5	血管内超音波法について、呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
6	血管内超音波法と同一月中に行った血管内視鏡検査は所定点数に含まれるものとする。	
D215-2	肝硬度測定	200点
D216	サーモグラフィー検査（記録に要する費用を含む。）	200点
	注 負荷検査を行った場合は、負荷の種類又は回数にかかわらず100点を所定点数に加算する。	
D216-2	残尿測定検査	
1	超音波検査によるもの	55点
2	導尿によるもの	45点
	注 残尿測定検査は、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D217	骨塩定量検査	
1	DEXA法による腰椎撮影	360点
	注 同一日にDEXA法により大腿骨撮影を行った場合には、大腿骨同時撮影加算として、90点を所定点数に加算する。	
2	MD法、SEXA法等	140点
3	超音波法	80点
	注 検査の種類にかかわらず、患者1人につき4月に1回に限り算定する。 （監視装置による諸検査）	
D218	分娩監視装置による諸検査	
1	1時間以内の場合	400点
2	1時間を超え1時間30分以内の場合	550点
3	1時間30分を超えた場合	700点
D219	ノンストレステスト（一連につき）	200点
D220	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ	
1	1時間以内又は1時間につき	50点
2	3時間を超えた場合（1日につき）	

イ	7日以内の場合	150点
ロ	7日を超え14日以内の場合	130点
ハ	14日を超えた場合	50点
注1	心電曲線及び心拍数のいずれも観察した場合に算定する。	
2	呼吸曲線を同時に観察した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
3	人工呼吸と同時に行った呼吸心拍監視の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
4	同一の患者につき、区分番号L008に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔と同一日に行われた場合における当該検査の費用は、当該麻酔の費用に含まれる。	
D221	削除	
D221-2	筋肉コンパートメント内圧測定	620点
注	筋肉コンパートメント内圧測定は骨折、外傷性の筋肉内出血、長時間の圧迫又は動脈損傷等により、臨床的に疼痛、皮膚蒼白、脈拍消失、感覚異常及び麻痺を認める等、急性のコンパートメント症候群が疑われる患者に対して、同一部位の診断を行う場合に、測定の回数にかかわらず1回のみ算定する。	
D222	経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定	
1	1時間以内又は1時間につき	100点
2	5時間を超えた場合（1日につき）	600点
D223	経皮的動脈血酸素飽和度測定（1日につき）	30点
注	人工呼吸と同時に行った経皮的動脈血酸素飽和度測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D223-2	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定（一連につき）	100点
D224	終末呼気炭酸ガス濃度測定（1日につき）	100点
D225	観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。）	
1	1時間以内の場合	130点
2	1時間を超えた場合（1日につき）	260点
注	カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D225-2	非観血的連続血圧測定（1日につき）	100点
注	人工呼吸と同時に行った非観血的連続血圧測定の費用は、人工呼吸の所定点数に含まれるものとする。	
D225-3	24時間自由行動下血圧測定	200点
D225-4	ヘッドアップティルト試験	980点
注	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D226	中心静脈圧測定（1日につき）	
1	4回以下の場合	100点
2	5回以上の場合	200点
注	カテーテルの交換の有無にかかわらず一連として算定する。	
D227	頭蓋内圧持続測定	
1	1時間以内又は1時間につき	125点
2	3時間を超えた場合（1日につき）	500点
D228	深部体温計による深部体温測定（1日につき）	100点
D229	前額部、胸部、手掌部又は足底部体表温度測定による末梢循環不全状態観察（1日につき）	100点
D230	観血的肺動脈圧測定	
1	1時間以内又は1時間につき	150点
2	2時間を超えた場合（1日につき）	450点
注1	バルーン付肺動脈カテーテルを挿入した場合は、開始日に限り1,300点を所定	

点数に加算する。この場合において、挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

2 カテーテルの交換の有無にかかわらず、一連として算定する。

- D 2 3 1 人工^{せい}臓（一連につき） 5,000点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に算定する。
- D 2 3 1-2 皮下連続式グルコース測定（一連につき） 700点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- D 2 3 2 食道内圧測定検査 650点
- D 2 3 3 直腸^{ちよう}肛門機能検査
1 1項目行った場合 800点
2 2項目以上行った場合 1,200点
注 直腸肛門機能検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。
- D 2 3 4 胃・食道内24時間pH測定 1,300点
(脳波検査等)

通則

区分番号D 2 3 5からD 2 3 7-2までに掲げる脳波検査等については、各所定点数及び区分番号D 2 3 8に掲げる脳波検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

- D 2 3 5 脳波検査（過呼吸、光及び音刺激による負荷検査を含む。） 600点
注 1 検査に当たって睡眠賦活検査又は薬物賦活検査を行った場合は、これらの検査の別にかかわらず250点を加算する。
2 当該保険医療機関以外の医療機関で描写した脳波について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- D 2 3 5-2 長期継続頭蓋内脳波検査（1日につき） 500点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、長期継続頭蓋内脳波検査を実施した場合に算定する。
- D 2 3 5-3 長期脳波ビデオ同時記録検査（1日につき） 900点
- D 2 3 6 脳誘発電位検査（脳波検査を含む。）
1 体性感覚誘発電位 670点
2 視覚誘発電位 670点
3 聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査 670点
注 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
- 4 聴性定常反応 800点
- D 2 3 6-2 光トポグラフィー
1 脳外科手術の術前検査に使用するもの 670点
2 抑うつ症状の鑑別診断の補助に使用するもの
イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合 400点
ロ イ以外の場合 200点
注 1 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- D 2 3 6-3 脳磁図 5,100点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に

届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

D 2 3 7	終夜睡眠ポリグラフィー	
	1 携帯用装置を使用した場合	720点
	2 多点感圧センサーを有する睡眠評価装置を使用した場合	250点
	3 1及び2以外の場合	3,300点
D 2 3 7-2	反復睡眠潜時試験 (MSLT)	5,000点
D 2 3 8	脳波検査判断料	180点
	注 脳波検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。 (神経・筋検査)	

通則

区分番号D 2 3 9からD 2 4 0までに掲げる神経・筋検査については、各所定点数及び区分番号D 2 4 1に掲げる神経・筋検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 3 9	筋電図検査	
	1 筋電図 (1肢につき (針電極にあつては1筋につき))	200点
	2 誘発筋電図 (神経伝導速度測定を含む。)(1神経につき)	150点
	3 中枢神経磁気刺激による誘発筋電図 (一連につき)	400点
	注1 2について、2神経以上に対して行う場合には、1神経を増すごとに150点を所定点数に加算する。ただし、加算点数は1,050点を超えないものとする。	
	2 3について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合には、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。	
D 2 3 9-2	電流知覚閾値測定 (一連につき)	200点
D 2 3 9-3	神経学的検査	400点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。	
D 2 3 9-4	全身温熱発汗試験	600点
D 2 4 0	神経・筋負荷テスト	
	1 テンシロンテスト (ワゴスチグミン眼筋力テストを含む。)	130点
	2 瞳孔薬物負荷テスト	130点
	3 乏血運動負荷テスト (乳酸測定等を含む。)	200点
D 2 4 1	神経・筋検査判断料	180点
	注 神経・筋検査等の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。	
D 2 4 2	尿水力学的検査	
	1 膀胱内圧測定	260点
	2 尿道圧測定図	260点
	3 尿流測定	205点
	4 括約筋筋電図	310点
	(耳鼻咽喉科学的検査)	
D 2 4 3	削除	
D 2 4 4	自覚的聴力検査	
	1 標準純音聴力検査、自記オージオメーターによる聴力検査	350点
	2 標準語音聴力検査、ことばのききとり検査	350点
	3 簡易聴力検査	
	イ 気導純音聴力検査	110点
	ロ その他 (種目数にかかわらず一連につき)	40点
	4 後迷路機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	400点
	5 内耳機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)、耳鳴検査 (種目数にかかわらず一連につき)	400点
	6 中耳機能検査 (種目数にかかわらず一連につき)	150点

D 2 4 4 - 2	補聴器適合検査	
1	1回目	1,300点
2	2回目以降	700点
	注 補聴器適合検査は、別に厚生労働大臣の定める施設基準に適合しているものとして、地方厚生局長等に届出をした保険医療機関において、患者1人につき月2回に限り算定する。	
D 2 4 5	鼻腔通気度検査	300点
D 2 4 6	アコースティックオトスコープを用いた鼓膜音響反射率検査	100点
D 2 4 7	他覚的聴力検査又は行動観察による聴力検査	
1	鼓膜音響インピーダンス検査	290点
2	チンパノメトリー	340点
3	耳小骨筋反射検査	450点
4	遊戯聴力検査	450点
5	耳音響放射（OAE）検査	
	イ 自発耳音響放射（SOAE）	100点
	ロ その他の場合	300点
D 2 4 8	耳管機能測定装置を用いた耳管機能測定	450点
D 2 4 9	蝸電図	750点
D 2 5 0	平衡機能検査	
1	標準検査（一連につき）	20点
2	刺激又は負荷を加える特殊検査（1種目につき）	120点
3	頭位及び頭位変換眼振検査	
	イ 赤外線CCDカメラ等による場合	300点
	ロ その他の場合	140点
4	電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）	
	イ 皿電極により4誘導以上の記録を行った場合	400点
	ロ その他の場合	260点
5	重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査	250点
	注 5について、パワー・ベクトル分析を行った場合には200点、刺激又は負荷を加えた場合には1種目につき120点を加算する。	
D 2 5 1	音声言語医学的検査	
1	喉頭ストロボスコーピー	450点
2	音響分析	450点
3	音声機能検査	450点
D 2 5 2	扁桃マッサージ法	40点
D 2 5 3	嗅覚検査	
1	基準嗅覚検査	450点
2	静脈性嗅覚検査	45点
D 2 5 4	電気味覚検査（一連につき） （眼科学的検査）	300点

通則

コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、区分番号D 2 8 2 - 3に掲げるコンタクトレンズ検査料のみ算定する。

D 2 5 5	精密眼底検査（片側）	56点
D 2 5 5 - 2	汎網膜硝子体検査（片側）	150点

注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、汎網膜硝子体検査と併せて行った、区分番号D 2 5 5に掲げる精密眼底検査（片側）、D 2 5 7に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部）又はD 2 7 3に掲げる細隙燈顕微鏡検査（前眼部）に係る費用は所定点数に含まれるものとする。

D 2 5 6	眼底カメラ撮影	
	1 通常の方法の場合	
	イ アナログ撮影	54点
	ロ デジタル撮影	58点
	2 蛍光眼底法の場合	400点
	3 自発蛍光撮影法の場合	510点
	注1 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。 (1のロの場合を除く。)	
	2 広角眼底撮影を行った場合は、広角眼底撮影加算として、100点を所定点数に加算する。	
D 2 5 6 - 2	眼底三次元画像解析	200点
	注 患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、眼底三次元画像解析と併せて行った、区分番号D 2 5 6の1に掲げる眼底カメラ撮影の通常の方法の場合に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 5 7	細隙燈顕微鏡検査(前眼部及び後眼部)	112点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。	
D 2 5 8	網膜電位図(ERG)	230点
D 2 5 8 - 2	網膜機能精密電気生理検査(多局所網膜電位図)	500点
D 2 5 9	精密視野検査(片側)	38点
D 2 6 0	量的視野検査(片側)	
	1 動的量的視野検査	195点
	2 静的量的視野検査	290点
D 2 6 1	屈折検査	69点
D 2 6 2	調節検査	70点
D 2 6 3	矯正視力検査	
	1 眼鏡処方せんの交付を行う場合	69点
	2 1以外の場合	69点
D 2 6 4	精密眼圧測定	82点
	注 水分の多量摂取、薬剤の注射、点眼、暗室試験等の負荷により測定を行った場合は、55点を加算する。	
D 2 6 5	角膜曲率半径計測	84点
D 2 6 5 - 2	角膜形状解析検査	105点
	注 角膜形状解析検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。ただし、当該検査と同一月内に行った区分番号D 2 6 5に掲げる角膜曲率半径計測は所定点数に含まれるものとする。	
D 2 6 6	光覚検査	42点
D 2 6 7	色覚検査	
	1 アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合	70点
	2 1以外の場合	48点
D 2 6 8	眼筋機能精密検査及び輻輳 ^{ふくそう} 検査	48点
D 2 6 9	眼球突出度測定	38点
D 2 6 9 - 2	光学的眼軸長測定	150点
D 2 7 0	削除	
D 2 7 0 - 2	ロービジョン検査判断料	250点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に1月に1回に限り算定する。	
D 2 7 1	角膜知覚計検査	38点
D 2 7 2	両眼視機能精密検査、立体視検査(三杆法又はステレオテスト法による)、網膜対応検査(残像法又はバゴリニ線條試験による)	48点

D 2 7 3	細隙燈顕微鏡検査（前眼部）	48点
	注 使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。	
D 2 7 4	前房隅角検査	38点
D 2 7 5	圧迫隅角検査	76点
D 2 7 6	網膜中心血管圧測定	
	1 簡単なもの	42点
	2 複雑なもの	100点
D 2 7 7	涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査	38点
D 2 7 8	眼球電位図（E O G）	260点
D 2 7 9	角膜内皮細胞顕微鏡検査	160点
D 2 8 0	レーザー前房 ^{たん} 蛋白細胞数検査	160点
D 2 8 1	瞳孔機能検査（電子瞳孔計使用）	160点
D 2 8 2	中心フリッカー試験	38点
D 2 8 2 - 2	行動観察による視力検査	
	1 P L（Preferential Looking）法	100点
	2 乳幼児視力測定（テラーカード等によるもの）	60点
D 2 8 2 - 3	コンタクトレンズ検査料	
	1 コンタクトレンズ検査料 1	200点
	2 コンタクトレンズ検査料 2	56点
	注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 1 を算定し、当該保険医療機関以外の保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、コンタクトレンズの装用を目的に受診した患者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料 2 を算定する。	
	2 注 1 により当該検査料を算定する場合は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料の注 9 及び区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料の注 7 に規定する夜間・早朝等加算は算定できない。	
	3 当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者について、当該検査料を算定した場合は、区分番号 A 0 0 0 に掲げる初診料は算定せず、区分番号 A 0 0 1 に掲げる再診料又は区分番号 A 0 0 2 に掲げる外来診療料を算定する。	
	（皮膚科学的検査）	
D 2 8 2 - 4	ダーモスコピー	72点
	（臨床心理・神経心理検査）	
D 2 8 3	発達及び知能検査	
	1 操作が容易なもの	80点
	2 操作が複雑なもの	280点
	3 操作と処理が極めて複雑なもの	450点
	注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの 1 種類のみの所定点数により算定する。	
D 2 8 4	人格検査	
	1 操作が容易なもの	80点
	2 操作が複雑なもの	280点
	3 操作と処理が極めて複雑なもの	450点
	注 同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの 1 種類のみの所定点数により算定する。	
D 2 8 5	認知機能検査その他の心理検査	

1	操作が容易なもの	80点
2	操作が複雑なもの	280点
3	操作と処理が極めて複雑なもの	450点
注	同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数により算定する。	
	(負荷試験等)	
D 2 8 6	肝及び腎のクリアランステスト	150点
注 1	検査に当たって、尿管カテーテル法、膀胱尿道ファイバースコープ又は膀胱尿道鏡検査を行った場合は、区分番号D 3 1 8に掲げる尿管カテーテル法、D 3 1 7に掲げる膀胱尿道ファイバースコープ又はD 3 1 7-2に掲げる膀胱尿道鏡検査の所定点数を併せて算定する。	
2	検査に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 8 6-2	イヌリンクリアランス測定	1,280点
D 2 8 7	内分泌負荷試験	
1	下垂体前葉負荷試験	
イ	成長ホルモン (GH) (一連として)	1,200点
注	患者1人につき月2回に限り算定する。	
ロ	ゴナドトロピン (LH及びFSH) (一連として月1回)	1,600点
ハ	甲状腺刺激ホルモン (TSH) (一連として月1回)	1,200点
ニ	プロラクチン (PRL) (一連として月1回)	1,200点
ホ	副腎皮質刺激ホルモン (ACTH) (一連として月1回)	1,200点
2	下垂体後葉負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
3	甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
4	副甲状腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
5	副腎皮質負荷試験	
イ	鉱質コルチコイド (一連として月1回)	1,200点
ロ	糖質コルチコイド (一連として月1回)	1,200点
6	性腺負荷試験 (一連として月1回)	1,200点
注 1	1月に3,600点を限度として算定する。	
2	負荷試験に伴って行った注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず、所定点数に含まれるものとする。ただし、区分番号D 4 1 9の5に掲げる副腎静脈サンプリングを行った場合は、当該検査のコストは別に算定できる。	
D 2 8 8	糖負荷試験	
1	常用負荷試験 (血糖及び尿糖検査を含む。)	200点
2	耐糖能精密検査 (常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプチド測定を行った場合)、グルカゴン負荷試験	900点
注	注射、採血及び検体測定のコストは、採血回数及び測定回数にかかわらず所定点数に含まれるものとする。	
D 2 8 9	その他の機能テスト	
1	脾機能テスト (PFDテスト)	100点
2	肝機能テスト (ICG 1回又は2回法、BSP 2回法)、ビリルビン負荷試験、馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント (Addis尿沈渣定量検査)、モーゼンタール法、ヨードカリ試験	100点
3	胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト	700点
4	セクレチン試験	3,000点
注	検査に伴って行った注射、検体採取、検体測定及びエックス線透視のコストは、すべて所定点数に含まれるものとする。	

D 2 9 0	卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト	100点
D 2 9 0-2	尿失禁定量テスト（パッドテスト）	100点
D 2 9 1	皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発試験、過敏性転嫁検査、薬物光線貼布試験、最小紅斑量（MED）測定	
	1 21箇所以内の場合（1箇所につき）	16点
	2 22箇所以上の場合（一連につき）	350点
D 2 9 1-2	小児食物アレルギー負荷検査	1,000点
	注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。	
	2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 2 9 1-3	内服・点滴誘発試験	1,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に、2月に1回に限り算定する。 （ラジオアイソトープを用いた諸検査）	

通則

区分番号D 2 9 2及びD 2 9 3に掲げるラジオアイソトープを用いた諸検査については、各区分の所定点数及び区分番号D 2 9 4に掲げるラジオアイソトープ検査判断料の所定点数を合算した点数により算定する。

D 2 9 2	体外からの計測によらない諸検査	
	1 循環血液量測定、血漿量測定	480点
	2 血球量測定	800点
	3 吸収機能検査、赤血球寿命測定	1,550点
	4 造血機能検査、血小板寿命測定	2,600点
	注1 同一のラジオアイソトープを用いて区分番号D 2 9 2若しくはD 2 9 3に掲げる検査又は区分番号E 1 0 0からE 1 0 1-4までに掲げる核医学診断のうちいずれか2以上を行った場合の検査料又は核医学診断料は、主たる検査又は核医学診断に係るいずれかの所定点数のみにより算定する。	
	2 検査に数日を要した場合であっても同一のラジオアイソトープを用いた検査は、一連として1回の算定とする。	
	3 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。	
D 2 9 3	シンチグラム（画像を伴わないもの）	
	1 甲状腺ラジオアイソトープ摂取率（一連につき）	365点
	2 レノグラム、肝血流量（ヘパトグラム）	575点
	注 核種が異なる場合であっても同一の検査とみなすものとする。	
D 2 9 4	ラジオアイソトープ検査判断料	110点
	注 ラジオアイソトープを用いた諸検査の種類又は回数にかかわらず月1回に限り算定するものとする。 （内視鏡検査）	

通則

- 1 超音波内視鏡検査を実施した場合は、300点を所定点数に加算する。
- 2 区分番号D 2 9 5からD 3 2 3まで及びD 3 2 5に掲げる内視鏡検査について、同一の患者につき同一月において同一検査を2回以上実施した場合における2回目以降の当該検査の費用は、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。
- 3 当該保険医療機関以外の医療機関で撮影した内視鏡写真について診断を行った場合は、1回につき70点とする。
- 4 写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。

5 緊急のために休日に内視鏡検査を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である内視鏡検査（区分番号D324及びD325に掲げるものを除く。）を行った場合において、当該内視鏡検査の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。

イ 休日加算 所定点数の100分の80に相当する点数

ロ 時間外加算（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。）

所定点数の100分の40に相当する点数

ハ 深夜加算

所定点数の100分の80に相当する点数

ニ イからハまでにかかわらず、区分番号A000に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である内視鏡検査を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数

D295	関節鏡検査（片側）	600点
D296	喉頭直達鏡検査	190点
D296-2	鼻咽腔直達鏡検査	220点
D297	削除	
D298	嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）	600点
D298-2	内視鏡下嚥下機能検査	600点
D299	喉頭ファイバースコープ	600点
D300	中耳ファイバースコープ	240点
D300-2	顎関節鏡検査（片側）	1,000点
D301	気管支鏡検査、気管支カメラ	500点
D302	気管支ファイバースコープ	2,500点
	注 気管支肺胞洗浄法検査を同時に行った場合は、200点を加算する。	
D303	胸腔鏡検査	6,000点
D304	縦隔鏡検査	7,000点
D305	食道鏡検査、食道カメラ	400点
D306	食道ファイバースコープ	800点
	注1 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D307	胃鏡検査、ガストロカメラ	500点
D308	胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140点
	注1 胆管・膵管造影法を行った場合は、600点を加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。	
	2 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
	3 胆管・膵管鏡を用いて行った場合は、600点を加算する。	
	4 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D309	胆道ファイバースコープ	1,400点
D310	小腸内視鏡検査	
	1 ダブルバルーン内視鏡によるもの	7,000点
	2 シングルバルーン内視鏡によるもの	3,000点
	3 カプセル型内視鏡によるもの	1,700点
	4 その他のもの	1,700点
	注1 2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。	
	2 4について、粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
D310-2	消化管通過性検査	600点
D311	直腸鏡検査	300点

D 3 1 1 - 2	肛門鏡検査	200点
D 3 1 2	直腸ファイバースコープ	550点
	注 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
D 3 1 3	大腸内視鏡検査	
1	ファイバースコープによるもの	
イ	S状結腸	900点
ロ	下行結腸及び横行結腸	1,350点
ハ	上行結腸及び盲腸	1,550点
2	カプセル型内視鏡によるもの	1,550点
	注1 粘膜点墨法を行った場合は、60点を加算する。	
	2 拡大内視鏡を用いて、狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
D 3 1 4	腹腔鏡検査	1,800点
D 3 1 5	腹腔ファイバースコープ	1,800点
D 3 1 6	クルドスコープ	400点
D 3 1 7	膀胱尿道ファイバースコープ	950点
D 3 1 7 - 2	膀胱尿道鏡検査	890点
D 3 1 8	尿管カテーテル法（ファイバースコープによるもの）（両側）	1,000点
	注 膀胱尿道ファイバースコープ及び膀胱尿道鏡検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
D 3 1 9	腎盂尿管ファイバースコープ（片側）	1,500点
D 3 2 0	ヒステロスコープ	220点
D 3 2 1	コルポスコープ	150点
D 3 2 2	子宮ファイバースコープ	800点
D 3 2 3	乳管鏡検査	800点
D 3 2 4	血管内視鏡検査	1,700点
	注1 血管内視鏡検査は、患者1人につき月1回に限り算定する。	
	2 呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。	
D 3 2 5	肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法	3,600点
	注1 新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ10,800点又は3,600点を所定点数に加算する。	
	2 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。	
	3 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。	

第4節 診断穿刺・検体採取料

通則

- 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。
- 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。

区分

D 4 0 0	血液採取（1日につき）	
1	静脈	20点
2	その他	6点
	注1 入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。	
	2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。	
	3 血液回路から採血した場合は算定しない。	

D 4 0 1	脳室 ^{せん} 穿刺	500点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	
D 4 0 2	後頭下 ^{せん} 穿刺	300点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	
D 4 0 3	腰椎 ^{せん} 穿刺、胸椎 ^{せん} 穿刺、頸椎 ^{けい} 穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）	220点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	
D 4 0 4	骨髓 ^{せん} 穿刺	
	1 胸骨	260点
	2 その他	280点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	
D 4 0 4 - 2	骨髓生検	730点
	注 6歳未満の乳幼児の場合には、100点を所定点数に加算する。	
D 4 0 5	関節 ^{せん} 穿刺（片側）	100点
	注 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	
D 4 0 6	上顎洞 ^{せん} 穿刺（片側）	60点
D 4 0 6 - 2	扁桃 ^{へん} 周囲炎又は扁桃 ^{へん} 周囲膿瘍 ^{のう} における試験 ^{せん} 穿刺（片側）	180点
D 4 0 7	腎嚢胞又は水腎症 ^{のう} 穿刺	240点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	
D 4 0 8	ダグラス窩 ^か 穿刺	240点
D 4 0 9	リンパ節 ^{せん} 等穿刺又は針生検	200点
D 4 0 9 - 2	センチネルリンパ節生検	
	1 併用法	5,000点
	2 単独法	3,000点
	注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、乳がんの患者に対して、1については放射性同位元素及び色素を用いて行った場合に、2については放射性同位元素又は色素を用いて行った場合に算定する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
D 4 1 0	乳腺 ^{せん} 穿刺又は針生検（片側）	
	1 生検針によるもの	650点
	2 その他	200点
D 4 1 1	甲状腺 ^{せん} 穿刺又は針生検	150点
D 4 1 2	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査を含む。）	1,600点
D 4 1 3	前立腺針生検法	1,400点
D 4 1 4	内視鏡下生検法（1臓器につき）	310点
D 4 1 4 - 2	超音波内視鏡下 ^{せん} 穿刺吸引生検法（EUS-FNA）	4,000点
D 4 1 5	経気管肺生検法	4,000点
	注1 ガイドシースを用いた超音波断層法を併せて行った場合は、ガイドシース加算として、500点を所定点数に加算する。	
	2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、CT透視下に当該検査を行った場合は、CT透視下気管支鏡検査加算として、1,000点を所定点数に加算する。	
D 4 1 5 - 2	超音波気管支鏡下 ^{せん} 穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）	5,500点
D 4 1 6	臓器 ^{せん} 穿刺、組織採取	
	1 開胸によるもの	9,070点
	2 開腹によるもの（腎を含む。）	5,550点
	注 6歳未満の乳幼児の場合は、2,000点を加算する。	
D 4 1 7	組織試験採取、切採法	
	1 皮膚、筋肉（皮下、筋膜、腱 ^{けん} 及び腱鞘 ^{けんしやう} を含み、心筋を除く。）	500点
	2 骨、骨盤、脊椎	2,300点

3	眼	
イ	後眼部	650点
ロ	その他（前眼部を含む。）	350点
4	耳	400点
5	鼻、副鼻腔	400点
6	口腔	400点
7	咽頭、喉頭	650点
8	甲状腺	650点
9	乳腺	650点
10	直腸	650点
11	精巢（睾丸）、精巢上体（副睾丸）	400点
12	末梢神経	620点
13	心筋	5,000点

注 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、100点を加算する。

D 4 1 8	子宮腔部等からの検体採取	
1	子宮頸管粘液採取	40点
2	子宮腔部組織採取	200点
3	子宮内膜組織採取	370点

D 4 1 9	その他の検体採取	
1	胃液・十二指腸液採取（一連につき）	180点
2	胸水・腹水採取（簡単な液検査を含む。）	180点
3	動脈血採取（1日につき）	50点

注 血液回路から採血した場合は算定しない。

4	前房水採取	350点
5	副腎静脈サンプリング（一連につき）	4,800点

注1 カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。

2 エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号E 4 0 0に掲げるフィルムの所定点数により算定する。

第5節 薬剤料

区分

D 5 0 0	薬剤	薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
---------	----	---

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第6節 特定保険医療材料

区分

D 6 0 0	特定保険医療材料	材料価格を10円で除して得た点数
---------	----------	------------------

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。